

「子どもの意見表明権」を中心に

——国連子どもの権利条約と日本の現状——

子どもの権利条約は、昨年、批准してから30周年を迎えました。4つの基本原則の中の「子どもの意見表明権」は、尊重する仕組みができるなど、目に留まる機会は増えています。

本特集では、子どもの人権と少年法に関する特別委員会の皆様に、「子どもの意見表明権」を中心として、子どもの権利条約を概観し、シンポジウムの開催、子どもの意見を聴くことの重要性和難しさ、弁護士にできる役割などをご執筆いただきました。大変興味深い内容ですので、ぜひご一読ください。

LIBRA 編集会議 佐藤 顕子、齋藤 理央

CONTENTS

Part1 子どもの意見表明権	2 頁	
1 子どもの権利条約	2 子どもの意見表明権（条約12条）	
Part2 シンポジウム「VOICES～「意見表明権」が当たり前の社会へ～」	5 頁	
1 基調講演	2 事例報告	3 パネルディスカッション
Part3 子どもの意見表明権が当たり前の社会に向けての課題と弁護士の役割	10 頁	
1 学校分野における課題	2 福祉分野・家事手続における課題	3 少年司法分野
コラム 「朗読劇～声を上げられない子どもたち～」	8 頁	
「もがれた翼」シリーズ——演劇を通じて子どもの権利を考える意義	18 頁	
資料 子どもの権利擁護・意見表明権をめぐる国連の動きと日本の動き（年表）	16 頁	

Part 1 子どもの意見表明権

1 子どもの権利条約

子どもの人権と少年法に関する特別委員会 委員 極山ひかり（76 期）



1 はじめに

子どもの権利条約（政府訳：児童の権利に関する条約）は、1989年11月20日に第44回国連総会において採択され、1990年に発効した。日本は、1994年

に同条約に批准し、2024年に同条約批准30周年を迎えた。

本項では、子どもの権利条約の根底にある考え方や骨子となる4つの原則、そして、条約が保障する子どもの権利について述べる。

2 子どもが権利の主体であること

1789年のフランス人権宣言は、「人は、権利において平等に生まれ、生存する。」として、すべての「人」に人権が保障されることを謳っていた。しかし、同宣言の当時、「人権」とは「right of man」であり、そこにいう「人」に子どもは含まれていなかった（児玉勇二「子どもの権利と人権保障——いじめ・障がい・非行・虐待事件の弁護活動から」13頁（明石書店））。

その後、人権意識の変容により、1924年のジュネーブ宣言、1948年の世界人権宣言、1959年の「子どもの権利宣言」、そして、1989年の子どもの権利条約の採択を経て、子どもの人権享有主体性は当然に認められることとなった。

子どもの権利条約は、これまで保護されるもの（保護の対象・客体）とされてきた子どもについて、「何よりもまず権利の主体であり、しかもその権利を子ども自らが行使することができる」という考えのもとに規定されている（日本弁護士連合会子どもの権利委員会編著「子どもの権利ガイドブック（第3版）」18頁（明石書店））。

3 4つの基本原則

子どもの権利条約の基本的な考え方は以下の4つの基本原則に表されている。これらは、それぞれ条文に規定された権利であるとともに、子どもの権利を実現するあらゆる場面で指針となる一般原則である。それゆえ、日本の子どもに関する包括的な基本法である「こども基本法」（令和5年4月1日施行）でも、基本理念として定められている（同法3条1～4号）。

① 差別の禁止（条約2条）

子どもは、子ども自身またはその親の人種、皮膚の色、性、言語、宗教等を理由として、いかなる差別もされずに権利が守られることを保障する。

② 子どもの最善の利益（条約3条）

子どもに関するすべての措置については、いずれの機関によって行われることであっても、子どもの最善の利益が主として考慮される。

③ 生命、生存及び発達に対する権利（条約6条）

子どもは生命に対する固有の権利を有し（同条1項）、子どもの生存及び発達は可能な限り最大限に確保されなければならない（同条2項）。

④ 子どもの意見の尊重（条約12条）

意見を形成する能力のある子どもは、その子どもに影響を及ぼす全ての事項について、自由に自己の意見を表明する権利があり、その子どもの意見は子どもの年齢及び成熟度に従って相応に考慮されなければならない（同条1項）。特に、子どもに影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、聴聞の機会が与えられなければならない（同条2項）。

4 条約が保障する子どもの権利

条約が規定する子どもの権利について、以下、主なものを紹介する。

- (1) 条約は、1条で、「児童とは、18歳未満のすべての者」として、18歳未満の者を子どもと定義する。
- (2) 条約は、表現の自由（条約13条）、思想・良心及び宗教の自由（条約14条）、集会・結社の自由（条約15条）、住居・通信の不可侵（条約16条）等、大人と同様の自由権的な権利を保障している。
- (3) 条約は、子どもがその成長発達段階に応じた支援や保護が必要とされることから、監護者からの暴力、虐待、搾取等からの保護（条約19条）、経済的搾取及び発達に有害な労働からの保護（条約32条）、性的搾取及び性的虐待からの保護（条約34条）、その他児童の福祉を害する全ての形態の搾取からの保護（条約36条）を規定している。
- (4) 条約は、子どもが親と引き離されない権利を保障する（条約9条）。ただし、虐待等特別な理由がある場合には分離が正当化される（同条）。分離等により家庭環境を奪われた子どもには、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を保障する（条約20条）。
- (5) 条約は、教育についての権利（条約28条、条約29条1項）や休息・余暇・遊び・レクリエーション

の活動を行う権利（条約31条）等、子ども特有の必要性に関する権利も保障する。

- (6) 条約は、全ての子どもの差別されない権利（条約2条）を保障するとともに、障がいを持つ子どもについて、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであると定める（条約23条）。

- (7) 条約は、子どもへの死刑、釈放の可能性がない終身刑、拷問、他の非人道的な取扱い等を禁止する（条約37条）。

- (8) 条約は、刑法を犯したとされる子どもが、人権尊重の態度を強化し社会で建設的な役割を果たせるよう配慮ある取扱いをされること、及び、少年司法手続の適正を保障している（条約40条）。

2 子どもの意見表明権（条約12条）

子どもの人権と少年法に関する特別委員会 副委員長 工藤 寛泰（71期）

1 子どもの意見表明権とは

子どもの権利条約12条では「子どもの意見の尊重」について、子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮するものと定めている。すなわち「子どもの意見表明権」とは、単に意見を表すことのみを意味するものではなく、発達に応じて十分に考慮されることまで含むとされている。

なお「意見」と訳されているが、本来「view」という表現であり、「見方」や「感じ方」など、広い意味合いを含むものとされる。例えば、乳幼児が泣いて嫌がる場面等、言葉で表現できない子どもの発信も意見表明として受け止められることとなる。

2 なぜ子どもの意見表明権保障が重要なのか

「子どもの意見表明権」の重要性の根拠について、1つ目の視点として、子どもの権利条約が、子どもを権利の主体と扱っている点がある。子どもも個性を備えた権利の主体である以上、当然の帰結として、その子どもの意見が重視されるべきであるということになる。

2つ目の視点として、子どもの成長発達への影響が挙げられる。子どもが成長する中で、様々な他人と対等に意見を交わし、自らの意見が尊重される経験、また他者の意見を受け入れる経験を経ることは、その成長発達において不可欠であると考えられる。

3つ目の視点として、子どもの権利条約の基本原則の1つ「子どもの最善の利益」との関係が挙げられる。子どもの前にある様々な選択肢はいずれも「最善の利益」になり得るものが多く、その中から、どれが真に「最善」になるのかと判断するには、子どもの意見を道標とするよりほかにはなく、子ども本人の意見を聴き取ることが不可欠となる。

子どもの権利条約についても、2013年に国連子どもの権利委員会（以下「CRC」という）から「一般的意見」という形で出された解釈指針の中で、子どもの最善の利益を評価する際に考慮されるべき要素のひとつとして、「子どもの意見」が挙げられている。

無論、子どもが述べる希望について、慎重に判断すべき時や、その希望のとおりにはすべきでないと考えられる時もあるが、そのような時でも、子どもの意思を確認せずに決められるべきではない。子どもの意見を尊重した上で、できる限り子どもの理解を得つつ、「最善」といえる選択肢を模索すべきであり、「子どもの意見表明権」の重要性は揺らぐものではない。

3 子どもの意見を聴くことの難しさ

日本における「子どもの意見表明権」の状況について、CRCからは「自己に関わるあらゆる事柄について自由に意見を表明する子どもの権利が尊重されていないことを依然として深刻に懸念する。」とまで指摘されている（日本の第4回・第5回統合定期報告書に関する総括所見）。

国家としての取組み、制度が十分ではないことを指摘するものであることは間違いないが、制度だけの問題ではなく、子どもの意見を聴くこと自体の難しさも意識し、個々人に身近な問題とされたい。

子どもが、理由を考えて言葉にするなど、意向・意見を形にすることは、それ自体が、誰しもが最初から容易にできることではない。重要な決断を迫られる場面で突然意見を求められても、それは容易には実現し得ない。

他方、自分の思いを形にできる子どもたちであったとしても、言っても仕方がないから、何も変わらないから、という理由で意見の表明自体を断念させられて

しまうことがある。子どもが意見を言う場が形式的に作られたとしても、その意見を周りが受け止めないならば、その子どもにとって、意見を表明する意味があるとは言い難く、子どもたちはそれを敏感に察知して、意見を言わないこと、表明しないことを選択していく。

少なくとも日本においては、様々な場面で、些細な時から重大な時まで、子どもからの発信に対して、大人の都合によって、応答がなされないこと、少なくとも子どもたちにとって応答がなされたと感じられない結果になることが多々あるようである。

しかしそれらは、子どもたちに「言ったら仕方がなかった」と思わせる瞬間であり、それが日々積み重ねられることによって、子どもたちから「自由に意見を表す」意欲を奪っているのではないかと考えられる。

いつか重大な場面で自分の意向を形にして表明するために、日々、些細なことから、友達や何より大人との間で、意見を交わすこと、思いや考えを伝えることが不可欠であり、それらの積み重ねを通して、子どもたちは意向・意見を形にする能力を磨き、また自由に意向・意見を表明する意欲が築かれていくのである。

Part 2 シンポジウム「VOICES ～「意見表明権」が当たり前の社会へ～」

当委員会は、子どもの権利条約批准30周年を記念して、2024年12月14日（土）に弁護士会館講堂クレオで、シンポジウム「VOICES ～「意見表明権」が当たり前の社会へ～」を開催しました。その概略を報告します。

1 基調講演

子どもの人権と少年法に関する特別委員会 前委員長 角南 和子 (57 期)



(1) 「子どもの意見表明権（意見を聴かれる子どもの権利）をめぐる国際動向」 平野裕二氏

基調講演(1)では、子どもの権利条約に関わる国際動向に詳しい平野裕二氏（ARC＝Action for the Rights of Children＝代表）から、条約解釈をめぐる国際的議論について語られた。

平野氏は、条約の解釈の指針となる国連子どもの権利委員会の一般的意見をもとに、意見表明権の中身を深く掘り下げて語られた。

条約12条の意見表明権とは、意見を聴かれる権利



平野裕二氏

であり、子ども個人の権利と子ども集団の権利がある。条約3条では、子どもに対する措置にあたっては、子どもの最善の利益が考慮されなければならないとあるけれども、国連子どもの権利委員会の一般的意見12号は、3条と12条の間に緊張関係はなく、12条の要素が考慮されな

ければ3条の正しい適用はないと述べていると。そして、国連の子どもの委員会に対する個人通報制度の運用では、例えば、外国籍の子どもへの人道的ビザ

の発給をめぐるベルギーのケースで、5歳の子どもの意見を聴かれる権利を保障しなかったことについて、国連子どもの権利委員会は条約12条違反を認定したという。

また、意見を聴かれる権利は、すべての子どもに対して保障される権利であり、一般的意見12号は、12条の「自己の意見を形成する能力のある」という文言は、制限としてではなく、むしろ自律的見解をまとめる子どもの能力を可能な限り最大限に評価する締約国の義務ととらえられるべきであると述べている。一般的意見7号では、乳幼児は、話し言葉または書き言葉という通常的手段で意思疎通ができるはるか以前に、さまざまな方法で選択を行い、かつ自分の気持ち、考えおよび望みを伝達していると述べられており、すべての子どもとは、文字通り乳幼児も含む子どものことであると説明された。

(2) 「児童福祉における子どもの権利擁護～その現在地点～」 川松亮氏

川松亮氏は、東京都の児童養護施設等の児童の施設を経て児童相談所で児童福祉司として勤務し、厚生労働省児童福祉専門官などを経て、現在明星大学教授であり、様々な自治体の児童福祉審議会の委員をされている。

川松氏からは、2022年に児童福祉法が改正され、児童相談所は、意見表明を支援するための体制整備に努めることになり、子どもの意見表明支援員（子どもアドボケイト）の導入が求められていることと、改正前から子どもアドボケイトを一時保護所などに導入している例の紹介がなされた*1。

これまでの児童福祉の現場では、会議書式に子どもの意向を記載する欄がなかったり、施設に措置されている理由やこれからどうなるかについて子どもが十分に説明されていないことが多かったなど、子ど

もの意向の確認が十分でなかったとの振り返りがなされた。

そして、アドボカシー・ジグソーの説明がなされ、子どもの権利擁護の取組みは緒に就いたばかりであるから、まずは子どもには声を聴かれる権利があることを大人が知り、子どもとの対話関係を創ることを大切にするという意識の転換が必要であると語られた*2。

児童福祉の現場にいる困難を抱えた子どもたちは特に、自ら支援を求めにくいので、関わる大人は、子どもの声にならない声を聴こうとすることが大切であり、そのためには、子どもに自分の気持ちを言ってもよいことを丁寧に伝えたり、どう伝えればよいかを子どもと一緒に考えることが求められると説かれた。

*1：「子どもアドボケイト」子どもアドボカシーを実践する人。子どもアドボカシーとは、子どもが意見や考えを表明できるようにサポート、代弁することをいう。アドボカシー（advocacy）は、ラテン語の「voco（声を上げる）」に由来する。

*2：「アドボカシー・ジグソー」福祉職員、教員、親、仲間、独立アドボケイトといった様々な子どもアドボカシーの担い手が、子どもを真ん中にし、ジグソーパズルのようにスクラムを組んで支援していくことにより、子どもの権利が守られるという考え方。

2 事例報告

子どもの人権と少年法に関する特別委員会 委員 杉浦 達也 (71 期)

事例報告では、当会の弁護士から、児童福祉、家事事件及び少年事件の各分野において、子どもの意見表明権が問題となった3件の事例の報告がなされた。

●児童福祉施設における取組み (大人の側の意識の変化)

1件目は、池田清貴委員による児童自立支援施設における第三者委員としての子どもの意見聴取活動である。月に1回、施設を訪問し、所属児童に対して、施設のルールや日常生活上の悩みなどについて意見聴取を実施するというものである。独立性を確保するため、子どもとの面会は施設の職員の立会なしに実施された。当初、施設の職員からは、子どもの要求がエスカレートすることへの警戒心が見受けられた。しかし、実際に子どもの意見聴取を実施していったところ、次第に施設の職員の警戒心は薄れていき、子どもと一緒に考え、子どもの有用な意見を施設運営に取り入れる方向へと変化していった。また、意見を聴取される子どもにとっても、第三者委員に話すことで自らの考えを整理するとともに、きちんと意見を聴いてもらうことによりカウンセリング効果が得られた。子どもの意見表明権を保障することが、施設運営に有益な効果をもたらした好事例として報告がなされた。

●家事事件における手続代理人が果たす役割 (子どもの意見を踏まえた子どもの最善の利益の判断)

2件目は、松宮徹郎委員から、家事事件において子どもの手続代理人を務めた他の弁護士の活動に関して、当該弁護士と子どもへのインタビューを通じた事例報告がなされた。当該事例では、父母間の親権をめぐる家事事件手続において、家庭裁判所の調査官調査が実施された後に、裁判所の職権によって

子どもの手続代理人が選任された。しかし、親権をめぐる子どもの意見が、家庭裁判所の調査官の意見とも、手続代理人の弁護士の意見とも異なっていた。これらを踏まえて、結果として、裁判所は、親権に関して、表明された子どもの意見に反する審判をした。手続代理人を務めた弁護士からも、子どもからも、当時の難しい心境に関して率直な意見が語られた。裁判手続において子どもの意見表明権をいかにして保障するのか、父母の親権争いに巻き込まれた子どもの複雑な内面を受け止め、意見形成をいかにして支援していくのか、手続代理人制度の意義及びその職責の困難さを問いかける事例として報告がなされた。

●少年事件の当事者と付添人の関係 (話を聴いてくれる大人との関係から少年が見つけたもの)

3件目は、少年事件の付添人を務めた牧田史・元委員による少年へのインタビュー動画が上映された。当該事例では、少年に3名の付添人が選任された。少年は、母親から虐待を受け、自らの思いを受け止めてもらう経験に乏しく、非行に走ってしまったという経緯があった。少年は、付添人3名と継続的に関わりを持つことで、結果として、付添人の活動が終了した後も、生活に困窮した際に自ら支援を求めることができた。付添人において、子どもが自由に意見を表明することができる信頼関係を構築できたことが、早期の支援に繋がった。インタビューでは、現在は成人した子どもから、当時の心境に関して、率直な意見が語られた。少年の更生にとって、少年の自由な意見を受け止め代弁する大人の存在が重要であることを改めて認識させる事例として報告がなされた。

コラム

「朗読劇～声を上げられない子どもたち～」

子どもの人権と少年法に関する特別委員会 委員 北條 友里恵 (73 期)



「FMクレオから生放送でお送りします、今を生きる若者のつぶやき、もやもや、ほんきの思いを音楽と共にお届けするラジオ VOICES」の口上で始まるFMクレオの人気番組「ラジオ VOICES」。この番組には今を生きる若者達の声が日々寄せられている。

今回のラジオ VOICESのテーマは「伝えられない、伝えたい私の声」。様々な事情や背景から声を上げたくても上げることができない、そんなリスナーたちから番組に手紙が届く。

手紙を通じて寄せられたリスナーたちの声に真摯に耳を傾けるラジオDJ。だが、あるリスナーとの電話コーナーが始まった途端、DJの様子がどうもおかしくなってきた。

シンポジウムで上演された朗読劇「FMクレオラジオ VOICES」では、ラジオ番組を舞台に、様々な事情からそもそも声を上げることすら難しい子どもの声を、過去のもがれた翼シリーズの名曲と共に取り上げた。

劇中で登場した、性的マイノリティ・宗教二世・障がいを持つ子ども・外国ルーツを有する子どものリスナーからの手紙は、当事者や支援者の協力を得て作成されたものである。

社会で自分が存在していないかのように扱われる、勇気を出して自分の思いを打ち明けても「なかったこと」にされる。今回の朗読劇で取り上げた、

声を上げたくても上げることができない子どもたちに共通する経験だ。

このような経験が積み重なって、子どもたちは声を上げても無駄だと感じたり、声を上げて傷つくくらいなら初めから声を上げなければ良いと諦めていく。自己の尊厳を傷つけられ、声を上げることが諦めた子どもが再び声を上げることは容易ではない。

そんな子どもが再び声を上げ、尊厳を取り戻すためには、自分の思いを受け止めてくれると感じられる存在が必要不可欠である。

それは、友人かもしれないし、信頼できる家族、学校の先生や先輩、はたまた子ども担当弁護士かもしれない。今回の朗読劇でいえばリスナーにとってラジオDJが自分の思いをちゃんと受け止めてくれると思える存在だ。

では、そんな自分の声を受け止めてくれる子どもから期待される存在が、常に子どもの声を受け止められているかというと、そうではない。劇中の電話コーナーでラジオDJが右往左往する姿と、予想外の子どもの思いを聞いて慌てふためく子ども担当弁護士の姿は重なる。

劇中のラジオDJがそうであったように、子どもから上げられた声を受け止めることは、簡単なようで実はとても難しく、こわい。

ただ、それでも子どもの声を聴かなければ何も始まらないのだ。



3 パネルディスカッション

子どもの人権と少年法に関する特別委員会 事務局長 加藤 昌子 (65 期)

パネリスト：平野裕二氏、川松亮氏

コーディネーター：坪井節子委員

【意見を聴かれる子どもの権利】

子どもの権利条約3条は、子どもに関することを決める際は子どもの最善の利益を考慮しなければならないと定め、同12条は、子どもは自らに関わる全ての事項に関し意見を述べる権利を持ち、その意見は、年齢や発達に応じて相応に考慮されなければならないと定めている。

両条項の関係について、国連子どもの権利委員会は、「第12条の要素が尊重されなければ、第3条の正しい適用はあり得ない」とする（一般的意見12号パラ74）。すなわち、子どもの意見表明権を尊重しなければ、子どもの最善の利益を適切に判断することができないということである。

この「意見表明権」について、平野氏は、「意見を聴かれる子どもの権利」であると指摘する。つまり、子どもは大人に対して、きちんと自分の意見を聴くよう求める権利があるということである。また、「意見」と訳されているが、英語ではViewであり、「意見」を含むより広い概念であると平野氏は語る。言語的なコミュニケーション能力が未発達な乳幼児には意見表明はできないと考えられがちだが、乳幼児も泣き声や表情などで意向を表明しており、大人が子ども中心の態度をとり、そのサインを受け取ることで、意向を尊重することができると指摘された。

【なぜ子どもの意見を聴く必要があるのか】

大人が、自分に関する事を、自分の意見を聞かずに決められたら、どのように感じるだろう。おそらく尊厳を傷つけられたと感じるだろう。平野氏は、子どもも同じであり、子どもに関わることを決めるのに、

子どもの意見を聴かないということは、人間としての尊厳に関わる問題であり、命に関わる問題にもつながりかねないとして、子どもの意見を聴くことの重要性を指摘する。

一方、子どもと関わる職にある大人の中には、子どもの意見を聴くことで現場の混乱を招くのではないかと不安を抱く者もいる。これに関し、坪井委員は、自身が関わる子どもシェルターの「あなたの道はあなたが選ぶ」という運営方針や、ケース会議に子ども自身が参加している実践を紹介し、子どもの意見を中心に据えることで、大人がとるべき対応が明確になり、うまくいくことが多いと語る。子どものことを決めるのに、その子どもの意見を聴くことは当然のことだという。

【日本の子どもは意見を聴かれているか】

日本の司法手続や児童福祉分野では、なお課題はあるものの、子どもの意見表明権保障のための枠組みができている。

しかし、こうした重大な局面での意見表明権保障と同様に、あるいはそれ以上に重要なのが、日常生活における子どもの意見表明権の保障である。日常生活の中で意見を聴かれた経験のない子どもが、重大な局面で意見を聴かれても、思いや考えを表明することは容易でない。

学校における子どもの意見表明権保障は、他国に比べて非常に心もとない状況にある。その背景として、平野氏は、フランスでは、校則決定や懲戒処分に際し、子どもの意見を聴取することが省令で定められており、ノルウェーでは、教育法に子どもの最善の利益や参加権保障が明記されているが、日本にはこうした制度的担保がないことを指摘する。

また、家庭における子どもの意見表明権保障につい

でも、ドイツ民法には、「親配慮」（執筆者注：未成年の子のために配慮する義務と権利。身上配慮と財産配慮からなる）に関する事項は、子どもとの合意に努めるよう規定されており、フランス民法では、子どもに関する決定に子どもを参加させるよう規定されていることが指摘された。一方、日本の民法は、人格権尊重を規定するものの、意見聴取や参加権について具体的定めはなく、法的担保の不備が否めない。

【子どもから話を聴くこと】

しかし、子どもの意見を聴くことは、それほど簡単なことではない。

川松氏は、子どもは安心した関係性の中でなければ話をしないと指摘する。とりわけ福祉現場で会う

子どもたちは、育ちの中で話を聴かれてこなかった子ども、傷つきを抱えた子どもであり、こうした困難を抱えた子どもほど、声をあげられないという。子どもから話を聴くには、話をしても良いのだと感じられる環境が必要であり、それには継続的な応答関係の中で信頼関係を培う必要があるという。

最後に、平野氏は、意見を聴かれることは子どもの権利であって義務ではないと指摘する。子どもには、自己に関わる決定に参加する権利もあれば参加しない権利もある。しかし、子どもが参加しないことを選択した時に、それならそれで構わないと終わるのではなく、「あなたの意見を聴かせてほしい」というメッセージを伝え続け、子どもの意見を聴くことを諦めないことが重要だということである。

Part3 子どもの意見表明権が当たり前の社会に向けての課題と弁護士の役割

1 学校分野における課題

子どもの人権と少年法に関する特別委員会 委員 三坂 彰彦 (43 期)

1 学校教育での権利条約上の権利

(1) 教育への権利（条約 28・29 条）

条約は「教育への権利」を保障し、その目的を、子どもの人格・諸能力の最大限可能な発達、人権と子どもの文化的アイデンティティの尊重の発展等とする*3。

権利としての教育の目的を子どもの人格（個性）と諸能力の発達とする点は、「教科」に限ることなく、個々の子どもの興味関心・ニーズへの対応を要請する点で、現在の「一斉授業」方式での一律の教科的知識・能力の教授を中心とする日本の教育に基本的課題を提起するものであった。

(2) 意見表明権（条約 12 条）

ア 意見表明権（以下「聴取される権利」）保障の具体的場面

同権利は、校則や懲戒場面での言及が多いが、国連子どもの権利委員会（CRC）は、子どもが何を学ぶか（学ぶ内容）、どう学ぶか（学ぶ方法・環境）を含む教育の全場面での保障を問題とする*4。

イ 聴取される権利の2側面

聴取される権利は、子どもにとり重要な決定場面での権利であると同時に、日常的に子どもが大人との継続的な応答関係（対話）を通じ意向を聴取される権利の面を含めて理解されてきており*5、子どもと教

*3：CRC 一般的意見 1 号（教育）は、教育目標を「子どものスキル、学習能力その他の能力、人間としての尊厳、自尊感情および自信を発達させることにより、子どもをエンパワーすること」（para2）とする

*4：CRC 一般的意見 12 号（聴取される権利） para111

*5：同意見 para3 等

師の継続的関わりを通じた成長発達を本質とする教育において、教師との「継続的な応答（対話）関係を通じて聴取される権利」も重要である。

2 条約批准後の動き

- (1) 批准時、文部科学省は「教育関係について特に法令等の改正の必要はない」旨通知し（5.20通知）、現在も未撤回である。その後、教育分野ではいじめ・不登校などの問題が拡大し、CRCは日本への総括所見の度、いじめ・不登校等をもたらす教育制度自体への懸念を示してきた*6。
- (2) 2013年いじめ防止対策推進法、2016年教育機会確保法（不登校問題）などが立法化され、重要な意義を持つが、制度の基本改革でなく、起きてしまったいじめ等への対処を主とする「対症療法」的対応にとどまった。
- (3) 2010年代以降、「ブラック校則」等の権利侵害に、子ども、市民、研究者や弁護士会から批判と見直しの動きが広がった。

3 法制面の積極的变化

2022年のこども基本法が、こども施策の理念に子どもの意見尊重や最善の利益優先を掲げた（同法3条）点は、国・自治体の教育施策を方向づける意味で前進といえる（理念にとどまる限界があるが）。

同年改訂の生徒指導提要（文部科学省）が、生徒指導取組の留意点で、教師における権利条約とその4原則の理解を不可欠とし、校則見直しを示唆した点も重要である。

4 現在の課題と弁護士役割

学校分野での権利条約の実現は他分野に比し極めて立ち遅れており、関わる子どもの範囲の広さからも影響は大きく、実際、深刻ないじめ・不登校など「学校の機能不全化」が指摘されている。特に2023年に34万人を超え11年連続で最多を更新する不登校状況（小中計）は、学校が、成長発達への子ども達の意向・願いの聴取・尊重ができず、子どものニーズと興味関心への対応を要請する「教育への権利」保障が不十分な中、学校が、無視できない数の子ども達にとって学ぶことでの成長と喜びを実感できない場になっていることを端的に示している（注3参照）*7。

(1) 権利条約が日本の教育に求めている制度的課題

条約の要請する教育への権利・聴取される権利からは、①個々の子どもの個性・ニーズに対応できるカリキュラムの柔軟性、②従来の一斉授業方式と異なる、個々の子どもの興味関心にも依拠した学び方の導入やその大前提となるクラスサイズ縮小*8、③子ども達の多様な個性を包摂できるルール・学校文化への改革、④子ども達が学びへのニーズを聴取され・学校という場で学びの主体となっていく上で必要な「聴取される権利」の保障、が不可欠と思われる（なお、障害者権利条約がすべての子どもの教育に関わるものとする「インクルーシブ教育」原則は日本の教育システム全体の課題をより明確化したといえる*9）。

また、教育を担う教師の勤務条件改善と専門性確保も、子どもの権利保障に喫緊の課題である（学級規模縮小や教師の勤務改善は、対公的支出割合がOECD36か国中34位（2024年）の低教育予算がボトルネックと評されている）。

*6：CRC総括所見3回は「高度に競争的な学校環境が・・・いじめ、精神疾患、不登校、中途退学、自殺を助長している可能性がある」との懸念を示した（para70）

*7：2023年度、暴力行為件数（小中高）は約11万件、いじめ認知件数（小中高・特別支援学校）は73万件、不登校生徒数（小中）は34万6千人で、いずれも過去最多（文科省調査）

*8：日本の学級規模は大きく、OECD36か国で小学校35位中学校36位（OECD調査2024）

*9：国連障害者権利委・一般的意見4号（2016）は、インクルーシブ教育を全ての子どもの「固有の尊厳と自律を尊重し、個人のニーズと、効果的に社会に参加し、貢献する能力を認める」原則とし「すべての生徒に、公正な参加型の学習体験と、彼らのニーズと選好に最も合致した環境を提供することに貢献するというビジョンを伴った・・・教育内容、指導方法、アプローチ、組織体制・・・を具体化した制度改革のプロセス」とする（para11）

(2) 聴取される権利の「当たり前」化を妨げる要因と実践的課題

ア 子どもの側

子どもの権利学習も重要だが、多くの子どもが服装髪型から学ぶ内容・学び方まで、意向を聴取されることなく小中高校の12年間で過ごす現状も問題であり、過度の管理・協調重視に起因する、意向を聴かれる経験や日常での継続的な応答（対話）関係の欠如、同調圧力の中で意見表明するリスクのマイナス学習等、意向表明と対話を妨げる学校文化の克服が必要で、校則見直しの対話実践、ルールメイキングの法教育、いじめ問題になる前の日常テーマを素材とした修復的対話実践など、対話支援も重要であろう。

イ 学校・教師の側

教師の側の権利学習も重要だが、子どもに権利を認めることでの混乱への教師の不安もふまえると、子どもとの対話関係を通じ校則等で小さな見直しを積み不安を払拭していく実践（そこへの弁護士支援）も重

要である（この点、制度面で子どもとの対話のゆとりを奪う長時間勤務や管理による専門性喪失等を生む勤務条件改善が必要である）。

(3) 弁護士・弁護士会の役割

現在、弁護士（会）は学校教育に様々に関与しており、各場面で、上記課題解決を志向した支援や意見表明が求められている。

ア 弁護士会の子どもの権利に関する相談・人権救済活動

イ 法教育や学校トラブル相談における子どもの権利支援

ルールメイキング・いじめ授業での対話支援、スクールロイヤー活動、いじめ重大事態調査での制度提言など

ウ 自治体子ども権利条例にもとづくオンブズ活動を通じた権利支援

エ 弁護士会としての意見表明（校則・いじめ・教員勤務条件・カリキュラムの柔軟化）

2 福祉分野・家事手続における課題

子どもの人権と少年法に関する特別委員会 委員長 福田 笑美 (58 期)



1 福祉分野における課題

(1) 法改正の動き

我が国における児童福祉分野の基本法といえる児童福祉法は、2016（平成28）年、大きな転機を迎えた。子どもの権利条約の精神を盛り込むべく、理念規定の大幅な改正がなされたのである。

1947（昭和22）年、戦争孤児の救済を主な目的として制定された児童福祉法は、子どもを保護の客体と位置付けた。心身の発達途上にある子どもが、大人によって保護されなければならない存在であること自体は、今なお変わらない。しかし、上記改正では、子どもについて、保護の客体としてのみならず、大人と対等な権利の主体であることを明記した（同法1条）。

子どもの権利条約の神髄ともいえる理念が、長い年月を経て、ようやく日本の国内法に盛り込まれたのである。同時に、子どもの年齢及び発達に応じて、その意見が尊重されるよう努めるべきであることが規定された（同法2条）。

以来、子どもの権利主体性を具体化するものとして、子どもの意見表明権を保障するための法整備が進んだ。2022（令和4）年には、子どもの権利条約の理念をそのまま投影した「こども基本法」が成立し、同法では、さらに踏み込んだ表現で子どもの意見表明権を明示した（同法3条3号）。同時に、児童福祉法についてもさらに改正が進められ、各自治体に意見表明支援事業の推進を働きかけるに至った（同法6条の3第17項等）。

(2) 現状と課題

このように、児童福祉分野では、他分野に先駆けて、子どもの意見尊重のための法改正が進められてきた。これを受け、児童相談所を設置する自治体は、特に一時保護中児童について、その意見表明支援のための制度整備を急速に進めている。代表的なのは、子どもの声の代弁を担う「子どもアドボケイト」である。他にも、一時保護所第三者委員や、権利擁護相談専門員といった立場で、一時保護所で暮らす子どもたちの声を吸い上げようとの取り組みが進んでいる。さらに、東京都では、子どもが児童相談所の援助方針について不服がある場合、子ども自身が児童福祉審議会に申立てを行い、意見や希望を伝える制度が始まっている。

しかし、課題も少なくない。まず、子どもの意見表明支援＝新たな制度による、とは限らない。いわゆる「子どもアドボケイト」と呼ばれる独立アドボケイト（注：利害関係のない第三者のアドボケイト）が、有益な制度であることは筆者も異論はない。ただし、子どもたちの声を代弁する活動は、独立アドボケイトにだけ委ねていけばよいものではない。目新しい制度の採用によって、権利保障が実現できていると満足しがちだが、制度は形骸化する危険を伴う。本来、日々子どもたちと生活を共にする保護所職員こそ、子どもにとって一番身近な存在であり、彼らについてもまたアドボケイトとして機能するべきである（フォーマルアドボケイト）。複数の立場の者が、子どもを真ん中にして取り囲むように協力・連携し、その声をしっかり受け止めることが重要である。

また、二つ目の課題としては、一時保護中児童以外の子どもについての意見表明権をどのように保障するかである。一時保護中児童の意見表明権保障は急速に進みつつある一方で、保護所を出た後の子どもたちの意見表明支援は、極めて心もとない。全ての児童養護施設が、子どもの権利について理解を深めているかという点が残念ながらそうではない。今なお、子どもの意見＝わがまま、と捉え、子どもの意見表明行為を妨害しようとする施設が存在するのが実情である。社会的養護に関わる全ての大人に、条約の理念を正しく理解してもらうべく啓発活動を行っていくことが

必要だろう。

さらに、里親委託措置中の子どもや在宅指導となった子どもに至っては、意見を表明する仕組み自体が非常に限られているのが現状である（注：自治体によっては、里親委託中児童についても、独立アドボケイトによる聴き取りを実践している例もある）。こうした公的支援の目が届きにくい子どもたちも含め、いかにして、その意見表明権を保障していくかも今後の課題である。

2 家事手続における課題

(1) 家事事件手続法の中の子ども意見表明権保障

1994（平成6）年に日本が子どもの権利条約を批准した後、最初にその理念が盛り込まれた国内法は、実体法ではなく手続法であった。2011（平成23）年に成立した家事事件手続法である。家事審判法に代わって制定された同法は、当事者の手続保障という理念が強調されたが、同時に、全編にわたって、子どもの意思の尊重という考え方で貫かれている。

例えば、一定の事件類型において、裁判所に対し、子どもの陳述聴取を義務付けたほか（同法152条2項等）、事件類型を問わず、子どもの意思の把握に努め、その意思を考慮すべきことを定めている（同法65条）。また、相当な場合には、子どもを職権で手続に参加させ（同法42条3項、258条1項）、弁護士を子どもの手続代理人に選任することを可能にした（同法23条）。子どもの手続代理人制度の誕生である。

これら規定は、家事事件の結果により大きな影響を受ける子どもの福祉に配慮したもので、まさしく、子どもの意見表明権を直接的に保障する画期的な制度であった。

(2) 現状と課題

しかしながら、現在の家裁実務において、上記理念が広く定着したとは言い難い。家事事件手続法施行から12年を経てもなお、子ども手続代理人の選任件数が低調なのもその表れといえる。（注：近年の全国における子どもの手続代理人選任件数は年間約40

件～70件である(2021年70件、2022年51件、2023年38件、最高裁家庭局調べ)。

この現状に、我々弁護士は真摯に向き合わねばならない。例えば、親権をめぐる父母が激しく争っている調停事件において、当の子ども本人は詳しい事情を聞かされず、「何も教えてもらえない、自分は どうなってしまうのだろう?」と悶々としているかもしれない。子どもにとって何が最善かを子どもと一緒に考える、

というのが子どもの権利条約が掲げる理念である。その理念を、裁判官を含め、事件に関わる全ての大人に伝えていくことが我々弁護士に求められている。

裁判所は、弁護士にとっていわば主戦場である。条約批准から30年、子どもの意見表明権がようやく社会に広がろうとしているこのタイミングで、家裁実務に新たな風を吹き込むのも弁護士の役目である。この機会を逃してはならない。

3 少年司法分野

子どもの人権と少年法に関する特別委員会 委員 小笠原 理穂 (63期)

1 少年司法における子どもの意見表明権

少年司法における子どもの意見表明権は、子どもの権利条約12条において保障される。子どもは少年司法手続における全場面において、主体的な手続参加が確保され、必要な情報が与えられ、その情報をもとに自分の意見を表明する機会が保障されている。そして、子どもが安心して意見を述べるができる環境も与えられなければならない。

子どもが自己の意見を述べ、司法手続に納得して参加することで、自らの非行に向き合い、立ち直りに向け踏み出すことができる。少年司法における子どもの意見表明権は、子どもの成長発達権の根幹をなすものといえる。

では、日本の少年司法において子どもの意見表明権は十分に保障されているといえるか。現状の課題と弁護士の果たす役割について考えてみたい。

2 現状の課題

(1) 厳罰化の傾向

2000(平成12)年以降、少年法改正が何度も行わ

れ、改正のたびに非行少年に対する厳罰化が推し進められてきた。2000(平成12)年の検察官関与や2008(平成20)年の被害者傍聴制度が導入された際、当会は少年が審判廷で萎縮して事実を説明したり自由に意見を述べたりすることが困難になるといった危惧を指摘し、これらの制度に反対する会長声明を发出した*10*11。国連子どもの権利委員会からも日本の少年法の厳罰化傾向に対し懸念の表明と勧告が繰り返されている。

しかしその後も厳罰化の波は止まらず、2021(令和3)年改正では18歳・19歳を「特定少年」とする特例を定めて18歳未満の者とは異なる取扱いをしたうえで、特定少年について原則逆送の範囲を拡大した。少年に対する刑事処罰の可能性が広がることは、少年の意見を聴きながら内省を深めさせ、その立ち直りのための教育を与える機会を減少させることにつながる。そして、2021(令和3)年改正では、特定少年が公判請求をされた場合に推知報道の禁止を解禁するという改正も行われた。推知報道がなされることで個人特定につながり、少年が報道を恐れて自由に意見を述べることを躊躇し、世間からラベリングがなされることでさらに少年が自分の意見を表明することがで

*10: <https://www.toben.or.jp/message/seimei/post-45.html>

*11: <https://www.toben.or.jp/message/seimei/post-131.html>

きなくなるおそれがある。

安心して意見表明ができる状況のもとで少年にその機会が与えられ、少年の意見が手続に反映されることで少年は自分が尊重されていると感じ、自らの更生にも目を向けることができるようになる。厳罰化の方向は、子どもの意見表明の機会を奪い、少年の成長発達を妨げ、更生を阻害することにつながる。厳罰化の波を止めなければならない。

(2) 付添人選任の現状

少年は自分の意見や思いを伝える能力が未熟であるため、付添人がその意見や思いを代弁する重要な役割を担っている。そして、付添人が少年と継続的な関わりを持ち、丁寧に話を聴くことで、少年の意見形成や意見表明に結び付く。

現在、被疑者段階の身体拘束少年に対しては全件について国選弁護人を選任することができるにもかかわらず、家裁送致後については必ずしも国選付添人が全件について選任されるわけではない。国選付添人は裁判所の裁量選任であり、家裁送致後の少年の一部には国選付添人が選任されないという現状がある。

しかしながら、少年が司法手続に主体的に参加し自分の意見や思いを伝えるには、被疑者段階だけではなく家裁送致後も付添人が少年の代弁者として果たす役割は大きい。

そのためにも、身体拘束された少年全員に対する国選付添人の選任（全面的国選付添人制度）の早期導入が望まれる。

(3) 審判における少年の意見表明

審判は、少年に対する処分が言い渡される重要な局面である。

この点、少年法22条1項は「審判は、懇切を旨として、和やかに行うとともに、非行のある少年に対し自己の非行について内省を促すものとしなければならない」と定める。少年が安心して手続に参加し、自分の意見を述べることができる和やかな雰囲気の中で審判が行われることが求められている。現実の審判はどうであろうか。

本稿で紹介したシンポジウムにおいて、インタビュー動画に登場してくれた元少年は、「審判の時の裁判官が偉そうで怖かった。言いたいことは弁護士さん達が言ってくれた」と語った。裁判官のことが怖くて自分の言いたいことすら言えない少年に対し、内省を促すことなどできるのだろうか。例えば高圧的な態度で「キミはさぁ…」などという裁判官に対して、誰が心を開いて素直に話をしようと思うだろうか。もちろん、すべての裁判官が高圧的・威圧的であるわけではない。中には少年に優しく語りかけながら、少年の発する言葉一つ一つに丁寧に耳を傾けてくれる裁判官もいる。そのような審判では、少年は落ち着いて自分の意見や思いをしっかり伝えることができ、自らの非行に向き合うことで内省も深まる。

少年手続は、最終的に裁判官から処分を言い渡される。その時に、自分の言いたいことや思っていることを裁判官に全部聞いてもらったうえで処分が言い渡されるのと、言いたいことが言えなかった、聞いてもらえなかったと不満が残った状態で処分が言い渡されるのでは、少年の受け止め方は全く異なる。

審判においても、少年が安心して話せる雰囲気を作り、少年自らが主体的に審判に参加し、自分の意見を述べるができる場となることが望まれる。

3 弁護士の果たす役割

これまで見てきたとおり、現状、少年司法における子どもの意見表明権が十分に保障されているとは言い難い。私たち弁護士には、意見表明権の保障を通じて、子どもの最善の利益を追求し、適切な処遇や支援につなげる役割を果たすことが求められる。少年と対等なパートナーとして、少年の意見を丁寧に聴取したうえで法的助言と情報提供をし、司法手続の中で適切に少年の意見を代弁する役割を担う必要がある。

また、全面的国選付添人制度の早期実現や少年法厳罰化の波を止めるべく、私たち弁護士が声を上げていかなければならない。

資料：子どもの権利擁護・意見表明権をめぐる国連の動きと日本の動き(年表)

西暦年(和暦)	国連 子どもの権利委員会 (CRC) の動き	我が国の子どもをめぐる法制度の変遷
1924 (T13)	国際連盟総会 ジェネーブ宣言 (児童の権利に関する宣言)	
1947 (S22)		児童福祉法 教育基本法 学校教育法 民法の親族編・相続編改正
1948 (S23)	世界人権宣言	少年法
1949 (S24)		家庭裁判所の誕生
1951 (S26)		児童憲章
1959 (S34)	国際連合総会 児童の権利に関する宣言	
1979 (S54)	国際児童年	
1989 (H1)	子どもの権利条約採択	
1994 (H6)		子どもの権利条約を批准
1998 (H10)	CRCから日本への総括所見 第1回 「競争の激しい教育制度」が存在し、それにより子どもの身体的および精神的健康に悪影響が生じているとの指摘がなされ、条約3条、6条、12条、29条、及び31条に照らして、過度のストレス及び学校忌避（不登校）などへの適切な措置を取るようとの勧告	兵庫県川西市 我が国初の子どもの人権オンブズパーソン設置（その後の自治体のオンブズパーソン設置のさきがけ） 選択議定書とは：条約の内容を補うために作られる文書で条約と同じ効力をもつ。
1999 (H11)		児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律
2000 (H12)	武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書	児童虐待の防止等に関する法律 少年法改正（刑事処分可能年齢の引き下げ、検察官関与等） 神奈川県川崎市 子どもの権利に関する条例の制定（その後の各自治体の子どもの権利条例制定のさきがけ）
2001 (H13)	一般的意見1号 教育の目的	CRCの一般的意見とは： 条約のさらなる実施を促進し、かつ締約国による報告義務の履行を援助するために作成される文書。
2002 (H14)	一般的意見2号 子どもの権利の促進および保護における独立した国内人権機関の役割	
2003 (H15)	一般的意見3号 HIV/AIDSと子どもの権利 一般的意見4号 子どもの権利条約の文脈における思春期の健康と発達	
	一般的意見5号 子どもの権利条約の実施に関する一般的措置	
2004 (H16)	CRCから日本への総括所見 第2回 12条にしたがい、日本が、a 家庭、裁判所及び行政機関、施設、学校、政策立案において、子どもの意見の尊重を促進し子どもの参加の便宜を図る、b とくに親、教育者、政府の行政職員、司法関係者および社会一般に対し、子どもの意見表明権について教育的情報を提供する、c 子どもの意見がどのくらい考慮されているか、それが政策やプログラム、子どもたち自身にどう影響を与えているかについて定期的に検討をする d 学校や子どもに教育や余暇その他の活動を提供している施設において、政策決定をする会議体、委員会などの会合に子どもが制度的に参加することを確保する、ことについて勧告した。	総括所見とは： 最終見解ともいう。 条約44条に基づき、締約国は、国内で子どもの権利の実現のために取った措置とそれによってもたらされた進歩に関する「報告」を提出する。CRCは、締約国の政府からの報告書などを審査し、CRCの見解を締約国に対して示す。
2005 (H17)	一般的意見6号 出身国外にあって保護者のいない子どもおよび養育者から分離された子どもの取扱い 一般的意見7号 乳幼児期における子どもの権利の実施	一般的意見7号から：「委員会は、第12条は年少の子どもと年長の子どもの双方に適用されるものであることを強調したい。もっとも幼い子どもでさえ、権利の保有者として意見を表明する資格があるのであり、その意見は「その年齢および成熟度にしたがい、正當に重視され」るべきである（第12条1項）。乳幼児はまわりの環境にきわめて敏感であり、自分の生活を彩る人々、場所および日常についての理解を、自分に固有のアイデンティティに関する意識とともに急速に獲得していく。乳幼児は、話し言葉または書き言葉という通常的手段で意思疎通ができるようになるはるか以前に、さまざまな方法で選択を行ない、かつ自分の気持ち、考えおよび望みを伝達しているのである。」
2006 (H18)	一般的意見8号 体罰その他の残虐なまたは品位を傷つける形態の罰から保護される子どもの権利 一般的意見9号 障害のある子どもの権利	
2007 (H19)	一般的意見10号 少年司法における子どもの権利	教育基本法改正 少年法改正（国選付添人制度の導入等）
2008 (H20)		少年法改正（被害者等の意見聴取の範囲拡大等）
2009 (H21)	一般的意見11号 先住民族の子どもとその条約上の権利 一般的意見12号 意見を聴かれる子どもの権利	
2010 (H22)	CRCから日本への総括所見 第3回 児童相談所を含む児童福祉サービスが子どもの意見をほとんど重視していないこと、学校において子どもの意見が重視される分野が限	一般的意見12号から：「・・・これは、第12条では用語としては用いられていないものの、広く「参加」として概念化されてきている。この用語は、子どもとおとなの間の、相互の尊重にもとづいた情報共有および対話を含み、かつ、自分の意見とおとなの意見がどのように考慮されてプロセスの結果を左右するのかを子どもたちが学びうる、継続的プロセスを指すものとして発展し、広く用いられるようになったものである。」

	定されていること及び政策策定プロセスに子どもおよびその意見に言及されることがめったにないことを懸念。「権利を有する人間として子どもを尊重しない伝統的見解のために子どもの意見の重みが深刻に制限されていることを依然として懸念する。」「あらゆる場面において、自己に影響を及ぼすあらゆる事柄に関して全面的に意見を表明する子どもの権利を促進するための措置を強化するよう勧告する。」	
2011 (H23)	通報手続に関する選択議定書 一般的意見13号 あらゆる形態の暴力からの自由に対する子どもの権利	家事事件手続法成立 家事手続においては、適切な方法によって「子の意思を把握するように努め、審判をするに当たり、子の年齢及び発達程度に応じて、その意思を考慮しなければならない。」と意思の尊重を規定(65条)。子どもの手続代理人制度の導入。
2013 (H25)	一般的意見14号 自己の最善の利益を第一次的に考慮される子どもの権利 一般的意見15号 到達可能な最高水準の健康を享受する子どもの権利 一般的意見16号 企業セクターが子どもの権利に与える影響に関わる国の義務 一般的意見17号 休息、余暇、遊び、レクリエーション活動、文化的生活および芸術に対する子どもの権利	
2014 (H26)	一般的意見18号 有害慣行	少年法改正 (国選付添人、検察官関与の対象事件拡大等)
2016 (H28)	一般的意見19号 子どもの権利実現のための公共预算編成(第4条) 一般的意見20号 思春期における子どもの権利の実施	児童福祉法の改正 1条(理念)に「児童の権利条約の精神にのっとり」、2条(児童育成の責任)に「社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達程度において、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され」との文言が入る。
2017 (H29)	一般的意見21号 路上の状況にある子ども 一般的意見22号 国際的移住の文脈にある子どもの人権についての一般原則 一般的意見23号 出身国、通過国、目的地国および帰還国における、国際的移住の文脈にある子どもの人権についての国家の義務	
2018 (H30)		民法改正 成人年齢を20歳から18歳へ(施行は2022年から)
2019 (R1)	一般的意見24号 子ども司法制度における子どもの権利 CRCからの日本への総括所見 第4回・第5回 地方レベルでは、子どものオンブズパーソンが設置されているが、これらは財政面、人事面の独立性ならびに救済機構を欠いている。子どもによる苦情を優しいやり方で受理し、調査し、かつこれに対応することのできる、子どもの権利を監視するための独立した機構を設置することを勧告。 「自己に関わるあらゆる事柄について自由に意見を表明する子どもの権利が尊重されていないことを依然として深刻に懸念する。」	
2021 (R3)	一般的意見25号 デジタル環境との関連における子どもの権利	少年法改正 (特定少年の導入)(施行は2022年から)
2022 (R4)	こども基本法 1条(目的) 「この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、・・・」 3条(基本理念) 4号 「全てのこどもについて、その年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。」	こども基本法成立 民法 成人年齢18歳施行 児童福祉法改正 一時保護や措置に際しての 意見聴取措置 の義務付け 民法改正 懲戒権規定の削除 子の 監護・教育における親権者の行為規範 として「子の利益のために」が明記される 文部科学省 生徒指導提要改訂 児童生徒は自由に自分の意見を表明する権利をもっていることを指摘(32頁以下)。校則について、児童生徒の意見を聴取して検討することが望ましいと書かれる(101頁以下)。
2023 (R5)	一般的意見26号 とくに気候変動に焦点を当てた子どもの権利と環境	
2024 (R6)		5月現在 全国53自治体に、子どもの権利救済機関が設置され、全国69自治体に、子どもの権利に関する条例が制定されている。

コラム

「もがれた翼」シリーズ ——演劇を通じて子どもの権利を考える意義

子どもの人権と少年法に関する特別委員会 委員 小出 薫 (66期)



当委員会は、1994年、子どもの権利条約を日本政府が批准した節目に、子どもの人権をめぐる現実を多くの市民に伝え、条約の浸透を図る方法を模索し、同年9月、演劇「もがれた翼」の校則違反による退学事件を題材としたパート1と、児童養護施設のいじめ死を題材としたパート2を上演した。2024年12月の朗読劇まで、本公演28回、特別公演4回、シンポジウム2回を行った*12 *13。

パート9「こちら、カリヨン子どもセンター」では、虐待などで「今日、帰る家がない」子どもへの支援の必要性を伝え、具体的な解決策である「子どもシェルター」を物語として描いた。これが多くの市民の賛同を集め、2004年に日本初の民間子どもシェルター「カリヨン子どもの家」が都内に誕生し、その後も全国で子どもシェルターが設立されるなど、ソーシャルアクションの原動力となった。

本シリーズで演劇を通じて子どもの権利を考える意義を、筆者なりに次のように整理している。

① 子どものリアルな状況を伝える

現実の弁護活動で出会う子どもの状況は守秘義務や個人情報、プライバシーの関係から語られにくく、社会の中で埋もれてしまうことも多いが、演劇であ

れば、架空の人物を立体的に表現することで、子どものおかれた様々な状況をリアルに伝えることができる。

② 声にならなかった声を見える化する

子どもの声にならない声（表明されない意見）とその裏にある心理を、セリフや演技・演出として見える化し、追体験できる。

③ 理想を描く

子どもシェルターがそうであったように、舞台の上では、まだ実現していない「もしこうだったら」という理想を描くことができる。

④ 時間をシェアし、議論につなげる

劇を観てくださる方々、共催自治体、出演する子どもや弁護士・スタッフが、演劇の時間とともに①②③をシェアし、「私があの子に出会ったとしたら……」と議論することができる。

2025年8月に公演予定のもがれた翼パート29でも、時間を多くの方とぜひシェアしたい。

*12：東京弁護士会「もがれた翼」<https://www.toben.or.jp/known/iinkai/children/tsubasa/>

*13：LIBRA2004年11月号16頁「舞台は“カリヨン子どもセンター”若手会員も熱演——もがれた翼Part11「響け、カリヨン」上演」

(https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2004_11/2004_11_16.pdf)

同2007年9月号20頁「もがれた翼パート14 ワークショップ報告」

(https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2007_9/p20_p21.pdf)

同2012年8月号14頁「もがれた翼 上演活動の経過と、パート19「教育虐待」上演に向けて」

(https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2012_08/p02-15.pdf)

同2013年8月号49頁「メイキング・オブ「もがれた翼」」

(https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2013_08/p49.pdf)

同2019年11月号24頁「もがれた翼パート26「素数とくるみ」の上演を終えて」

(https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2019_11/p24-25.pdf)

